

議案第59号

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から8,600円を減じた額）

ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第7条に規定する営業（以下「ぱちんこ屋等」という。）に係るもの（営業所に設置する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がない場合に限る。）

(ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき15,000円

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から9,300円を減じた額）

ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第7条に規定する営業（以下「ぱちんこ屋等」という。）に係るもの（営業所に設置する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合に限る。）

(ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき16,000円

- (イ) その他の営業に係るもの 1件につき25,000円
- イ ぱちんこ屋等に係るもの(アに掲げるものを除く。) ア
に定める額に、1件につき2,800円(風営適正化法第20条第
4項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の未認定遊技機
(以下「特定未認定遊技機」という。)がある場合にあって
は、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を
2,400円に乗じて得た額を加算した額及び営業所に設置す
る未認定遊技機の台数を40円(特定未認定遊技機について
は、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から8,000円を
減じた額)に乗じて得た額を加算した額
- ウ ぱちんこ屋等以外の風俗営業に係るもの
- (ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件に
つき14,000円
- (イ) その他の営業に係るもの 1件につき24,000円
- (2) 風営適正化法第4条第3項の規定が適用される営業所に係
る風営適正化法第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可
前号に定める額に6,800円を加算した額
- (3)~(9) 略
- (10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定

- (イ) その他の営業に係るもの 1件につき27,000円
- イ ぱちんこ屋等に係るもの(アに掲げるものを除く。) ア
に定める額に、風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊
技機以外の遊技機1台ごとに20円(風営適正化法第20条第4
項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について
は、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から2,700円を
減じた額)を加算した額
- ウ ぱちんこ屋等以外の風俗営業に係るもの
- (ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件に
つき15,000円
- (イ) その他の営業に係るもの 1件につき27,000円
- (2) 風営適正化法第4条第3項の規定が適用される営業所に係
る風営適正化法第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可
前号に定める額に7,400円を加算した額
- (3)~(9) 略
- (10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定

次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に同一の型式に属する複数の遊技機について認定を受けようとする場合の2台目以後の遊技機の認定については、それぞれ同表の右欄に定める額から、1に掲げる遊技機にあつては2,200円を、2に掲げる遊技機にあつては4,300円を、3に掲げる遊技機にあつては8,000円を減じた額）

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う認定に必要な試験を受けた遊技機	1台につき <u>2,200円</u>
2 風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機（1に掲げるものを除く。）	1台につき <u>4,340円</u>
3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機 （1）ばちんこ遊技機 ア 入賞を容易にするための装置であつて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に	

次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に複数の遊技機について認定を受けようとする場合の2台目以後の認定については、それぞれ同表の右欄に定める額から2,700円を減じた額）

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う認定に必要な試験を受けた遊技機	1台につき <u>2,700円</u>
2 風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機（1に掲げるものを除く。）	1台につき <u>2,720円</u>
3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機 （1）ばちんこ遊技機 ア 入賞を容易にするための装置であつて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に	

関する法律施行令第10条の2の表1の項の国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）

(ア) マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。）を内蔵するもの

1台につき35,000円

(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの

1台につき16,300円

イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）

(ア) マイクロプロ

1台につき29,000円

関する法律施行令第10条の2の表1の項の国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）

(ア) マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。）を内蔵するもの

1台につき31,700円

(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの

1台につき8,200円

イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）

(ア) マイクロプロ

1台につき24,700円

セッサーを内蔵するもの	
(イ) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>16,300円</u>
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>14,400円</u>
(2) 回胴式遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>59,000円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>23,000円</u>
(3) アレンジボール遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>35,000円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>19,000円</u>
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>35,000円</u>
イ マイクロプロセッ	1台につき <u>19,000円</u>

セッサーを内蔵するもの	
(イ) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>8,200円</u>
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>5,900円</u>
(2) 回胴式遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>59,700円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>14,700円</u>
(3) アレンジボール遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>30,700円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>10,800円</u>
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>30,700円</u>
イ マイクロプロセッ	1台につき <u>10,800円</u>

サーを内蔵しないもの (5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機 ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき <u>29,000円</u> 1台につき <u>12,600円</u>
--	--

サーを内蔵しないもの (5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機 ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1台につき <u>24,700円</u> 1台につき <u>3,680円</u>
--	---

(11) 風営適正化法第20条第4項の規定に基づく遊技機の型式の検定 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う検定に必要な試験を受けた型式	1件につき <u>3,900円</u>
2 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(1に掲げるものを除く。)	1件につき <u>6,300円</u>

(11) 風営適正化法第20条第4項の規定に基づく遊技機の型式の検定 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う検定に必要な試験を受けた型式	1件につき <u>6,300円</u>
2 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(1に掲げるものを除く。)	1件につき <u>18,000円</u>

3	1又は2に掲げる型式 以外の型式	
(1)	ぱちんこ遊技機	
ア	特定装置が設けら れているもの（当該 特定装置を連続して 作動させることがで きるものに限る。）	1件につき <u>1,435,000円</u>
(ア)	マイクロプロ セッサを内蔵す るもの	
(イ)	マイクロプロ セッサを内蔵し ないもの	1件につき <u>438,000円</u>
イ	特定装置が設けら れているもの（アに 掲げるものを除 く。）	
(ア)	マイクロプロ セッサを内蔵す るもの	1件につき <u>1,128,000円</u>
(イ)	マイクロプロ セッサを内蔵し ないもの	1件につき <u>438,000円</u>
ウ	ア又はイに掲げる	1件につき <u>338,000円</u>

3	1又は2に掲げる型式 以外の型式	
(1)	ぱちんこ遊技機	
ア	特定装置が設けら れているもの（当該 特定装置を連続して 作動させることがで きるものに限る。）	1件につき <u>1,530,000円</u>
(ア)	マイクロプロ セッサを内蔵す るもの	
(イ)	マイクロプロ セッサを内蔵し ないもの	1件につき <u>296,000円</u>
イ	特定装置が設けら れているもの（アに 掲げるものを除 く。）	
(ア)	マイクロプロ セッサを内蔵す るもの	1件につき <u>1,141,000円</u>
(イ)	マイクロプロ セッサを内蔵し ないもの	1件につき <u>296,000円</u>
ウ	ア又はイに掲げる	1件につき <u>174,000円</u>

もの以外のもの	
(2) 回胴式遊技機	
ア マイクロプロセッ サーを内蔵するもの	1 件につき <u>1,621,000円</u>
イ マイクロプロセッ サーを内蔵しないもの	1 件につき <u>479,000円</u>
(3) アレンジボール遊 技機	
ア マイクロプロセッ サーを内蔵するもの	1 件につき <u>1,148,000円</u>
イ マイクロプロセッ サーを内蔵しないもの	1 件につき <u>482,000円</u>
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロセッ サーを内蔵するもの	1 件につき <u>1,147,000円</u>
イ マイクロプロセッ サーを内蔵しないもの	1 件につき <u>481,000円</u>

(12) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の認定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に同一の型式に属す

もの以外のもの	
(2) 回胴式遊技機	
ア マイクロプロセッ サーを内蔵するもの	1 件につき <u>1,816,000円</u>
イ マイクロプロセッ サーを内蔵しないもの	1 件につき <u>399,000円</u>
(3) アレンジボール遊 技機	
ア マイクロプロセッ サーを内蔵するもの	1 件につき <u>1,193,000円</u>
イ マイクロプロセッ サーを内蔵しないもの	1 件につき <u>349,000円</u>
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロセッ サーを内蔵するもの	1 件につき <u>1,192,000円</u>
イ マイクロプロセッ サーを内蔵しないもの	1 件につき <u>348,000円</u>

(12) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の認定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に複数の遊技機につ

る複数の遊技機について試験を受けようとする場合における2台目以後の遊技機の試験については、それぞれ同表の右欄に定める額から14,300円を減じた額)

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機	
(1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>43,300円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>23,100円</u>
(2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>36,300円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>23,000円</u>

いて試験を受けようとする場合における2台目以後の試験については、それぞれ同表の右欄に定める額から2,300円を減じた額)

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機	
(1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>32,300円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>8,100円</u>
(2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>25,300円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>8,100円</u>

(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>21,000円</u>
2 回胴式遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>68,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>30,300円</u>
3 アレンジボール遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>42,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>26,300円</u>
4 じゃん球遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>42,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>26,300円</u>
5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>36,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>19,100円</u>

(13) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の検定に

(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>5,700円</u>
2 回胴式遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>62,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>15,300円</u>
3 アレンジボール遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>31,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>10,800円</u>
4 じゃん球遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>31,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>10,800円</u>
5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>25,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>3,300円</u>

(13) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の検定に

必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機の型式 (1) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1 件につき <u>1,442,000円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1 件につき <u>445,000円</u>
(2) 特定装置が設けられているもの（(1)に掲げるものを除く。）	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1 件につき <u>1,135,000円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1 件につき <u>445,000円</u>
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1 件につき <u>345,000円</u>

必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機の型式 (1) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1 件につき <u>1,524,200円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1 件につき <u>290,200円</u>
(2) 特定装置が設けられているもの（(1)に掲げるものを除く。）	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1 件につき <u>1,135,200円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1 件につき <u>290,200円</u>
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1 件につき <u>168,200円</u>

2	回胴式遊技機の型式	
(1)	マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1件につき <u>1,628,000円</u>
(2)	マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1件につき <u>486,000円</u>
3	アレンジボール遊技機の型式	
(1)	マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1件につき <u>1,155,000円</u>
(2)	マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1件につき <u>489,000円</u>
4	じゃん球遊技機の型式	
(1)	マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1件につき <u>1,154,000円</u>
(2)	マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1件につき <u>488,000円</u>

(14) 風営適正化法第20条第10項において準用する風営適正化法第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合
1件につき2,400円

2	回胴式遊技機の型式	
(1)	マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1件につき <u>1,810,200円</u>
(2)	マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1件につき <u>393,200円</u>
3	アレンジボール遊技機の型式	
(1)	マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1件につき <u>1,187,200円</u>
(2)	マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1件につき <u>343,200円</u>
4	じゃん球遊技機の型式	
(1)	マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1件につき <u>1,186,200円</u>
(2)	マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1件につき <u>342,200円</u>

(14) 風営適正化法第20条第10項において準用する風営適正化法第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 承認を受けようとする遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合 1件につき3,400円

イ 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合
1 件につき5,200円（特定未認定遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機の台数を40円（特定未認定遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から8,000円を減じた額）に乗じて得た額を加算した額

(15)～(70) 略

2 略

イ 承認を受けようとする遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合 1 件につき3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から2,700円を減じた額）を加算した額

(15)～(70) 略

2 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。